

## 次期教育大綱の改定について

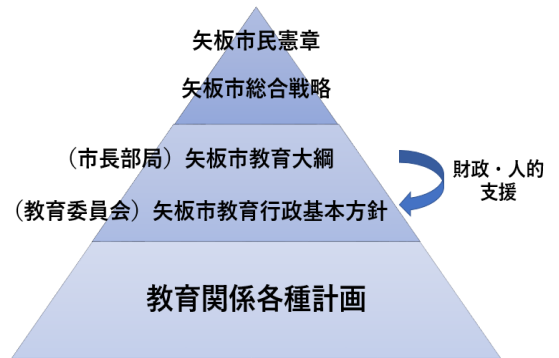
令和 8（2026）年 1 月 19 日 総合政策課

## 1 大綱の定義

- ・大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。詳細な施策を策定するものではない。教育基本法 17 条に規定する根本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて策定するもの。
- ・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する部署の事務を執行する。

## 2 矢板市教育大綱における位置づけ

矢板市教育委員会が策定する「矢板市教育行政基本方針」とともに教育の目標や施策の根本的な方針を示し、教育委員会がより効果的に教育行政を推進することが出来るよう、市長部局による財政・人的支援を行うものとする。



平成 27 年度、令和 2 年度の総合教育会議における整理

- 教育委員会の独立性・中立性を尊重する
- 教育委員会の教育理念・教育基本方針は教育委員会として示していく
- 大綱は、首長又は市民が特に力を入れて取り組んでほしい、取り組むべきと考えるもの
- 大綱は普遍的なものではなく、改訂が可能なもの

## 3 基本的な考え方

- ・現教育大綱を踏襲し、A 3 用紙 1 枚にまとめ、見やすく、わかりやすいものとする。
- ・次期総合戦略との整合性を図るため、内容・趣旨を教育大綱の中に反映していく。
- ・今回の総合教育会議での意見等を反映させ、次回の総合教育会議で完成版をお示しする。

## 4 見直し案

- ・期間は次期総合戦略の中間見直しに合わせて 5 年間（令和 8 年度から令和 12 年度まで）
- ・次期総合戦略の内容・趣旨等が反映できるように、文言の修正や追加を行う。
- ・基本理念や基本目標については、現大綱を踏襲しながら、新たな理念や目標の設定、現目標の見直しを行う。

## 6 スケジュール

- 1 月 19 日 第 1 回総合教育会議（矢板市教育大綱の改定について）
- 2 月 9 日 第 2 回総合教育会議（矢板市教育大綱の改定について）
- 3 月 策定・告示

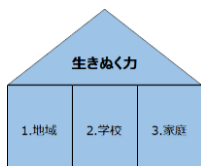
# 【目標整理（修正案）】

現行大綱

**教育大綱の基本理念**  
『教育を通じ、誰もが可能性に挑戦し、  
社会の担い手として活躍する、「魅力あふれる矢板』』

- たくましく生きぬく力の養成
- 未来を切り拓くための多様な力を育む教育の推進
- 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築

生きぬく力  
1.地域  
2.学校  
3.家庭



変更案

**教育大綱の基本理念**  
『一人ひとりが幸せで故郷に誇りを持ち、  
社会の創り手として活躍する』』

社会を生きぬく力の養成（生きぬく力）

- 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築（地域）
- 未来を切り拓くための多様な力を育む特色ある教育の推進（学校）
- 安心して子育てできる環境による家庭教育力の向上（家庭）

**目標 1** たくましく生きる力をつける  
子どもたちが現代社会で生きぬくため、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な「体」をしっかりとしにつけ、次代に対応できるたくましい力を育てます。

- 確かな学力をつける
- 基本的な生活習慣や食育、スポーツを通じて心身の健康を保持・増進する
- コミュニケーション能力をつける
- 家庭学習の充実を図る
- 地域で学び、支えあう機会を増やす

**目標 2** ふるさとに対する愛着と誇り  
矢板市の良さを知り、愛着と誇りを持ち、矢板市に生まれ、矢板市に住んで良かったと思える心を育てます。

- 伝統や文化、産業を学び伝える
- 地域の伝統や文化財の活用を推進する
- 地域が連携して青少年を健全に育成する
- 社会参加や地域交流活動を促進する

**目標 3** 地域を豊かにする人づくり  
市民一人ひとりが自治の精神をもち、学習の成果を発揮してまちづくりを主体的に取り組める力を育てるとともに、行政は市民と一体となって生涯学習機会の創出を進めます。

- 
- 地域の学びを支える人材を育成する
- 地域のまちづくり団体やボランティア団体を支援する
- 行政の生涯学習機能の充実や民間との生涯学習ネットワーク構築を進める
- 世代間交流を進める

**目標 4** 生涯スポーツ活動の推進  
スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

- 生涯スポーツを推進する
- スポーツ施設の機能を拡充する
- 競技レベルの向上を推進する
- スポーツを通じた持続可能なまちづくりを推進する

**目標 5** 教育環境の充実  
「ひと」を育むうえで、教育環境を充実させることは、とても重要です。未来の矢板市を担う子どもたちの教育環境を充実させます。

- 幼保小連携や小中学校の連携を推進する
- 教育施設を充実する
- 地域と協力して小中学校の適正規模・適正配置を推進する
- 地域と学校が連携・協働して教育を進める

**横断的目標** 教育や生涯学習へのICTの活用

**目標 1** 社会を生きぬく実践力をつける  
子どもたちが、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な「体」をしっかりとしにつけ、**将来の予測が困難な時代で生きぬくための力**を育てます。

- 確かな学力（認知能力）をつける
- 人と人とのつながりを大切にし、他者を尊重できる豊かな人間性と社会性を育む
- 基本的な生活習慣や食育、スポーツを通じて心身の健康を保持・増進する
- 社会への対応力（非認知能力）を向上させる

**目標 2** 郷土愛を育み、地域に貢献する人づくりを進める  
矢板市への愛着と誇りを育み、市民が自治の精神のもと学びを生かして主体的にまちづくりに取り組めるよう、行政と一体で生涯学習機会の充実を図ります。

- 伝統や文化、芸術、産業を学び伝え、活用を推進する
- 地域の学びを支える団体や人材を支援・育成する
- 地域が連携した交流活動（多世代交流など）を促進する
- 行政の生涯学習機能の充実や民間との生涯学習ネットワーク構築を進める

**目標 3** 生涯スポーツ活動を推進する  
スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

- 生涯スポーツを推進する
- スポーツ施設の機能を拡充する
- 競技レベルの向上を推進する
- スポーツを通じた持続可能なまちづくりを推進する

**目標 4** 教育環境を充実させる  
学校に加え、地域や家庭の教育環境も充実させ、未来の矢板市を担う子どもたちを地域・学校・家庭が一体となって育みます。

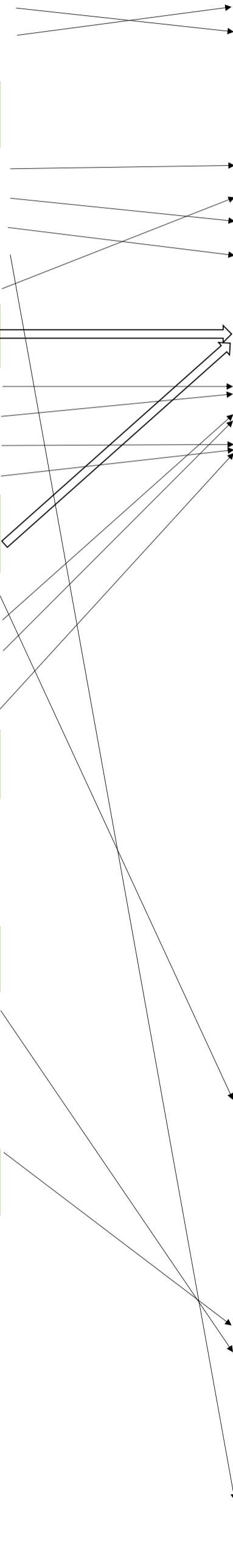
- 誰一人取り残さない柔軟な教育環境の充実を図る
- 教育施設を充実する
- 地域と協力して小中学校の適正規模・適正配置を推進する
- 地域と学校が連携・協働して教育を進める
- 教員の生産性を向上させる

**目標 5** 特色ある多様な学びを展開する  
これまで培われてきた教育の価値を尊重しつつ、時代の潮流と社会の変化を的確に捉え、探究心・創造性・実践力を育む学びへと融合・進化させます。

- 非認知能力を高める教育モデルを探求する
- キャリア教育を推進する
- 世界で活躍できる人材育成のための国際教育を推進する
- 教育や生涯学習へのICT・AIの活用により個別最適な学びを推進する
- 幼保小連携や小中学校の連携を推進する

**目標 6** 家庭教育の充実を図る  
地域・学校・家庭・関係機関が連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりと家庭教育力の向上を図ります。

- 子育て・教育に関する不安感・負担感の軽減を図る
- 家庭教育に関する学習機会を充実させる
- 家庭教育指導者の育成を進める
- 読書活動を推進する

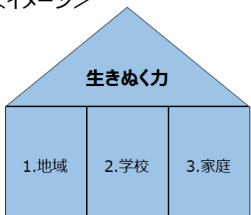




# 矢板市教育大綱(案)



<イメージ>



生き抜く力を養成するために、  
地域・学校・家庭が支えている。

『一人ひとりが幸せで故郷に誇りを持ち、社会の創り手として活躍する』

## 基本 理念

社会を生きぬく力の養成（生きぬく力）

- 1 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築（地域）
- 2 未来を切り拓くための多様な力を育む特色ある教育の推進（学校）
- 3 安心して子育てできる環境による家庭教育力の向上（家庭）

## 期 間

令和8年度から令和12年度までの  
5年間とします。

上記期間内大綱の変更等を要する  
場合は、総合教育会議において協議  
した上でいきます。

## 基本目標

### 目標1 社会を生きぬく実践力をつける

子どもたちが、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な「体」をしっかりとしつけ、将来の予測が困難な時代で生きぬくための力を育てます。

- 確かな学力（認知能力）をつける
- 人と人とのつながりを大切にし、他社を尊重できる豊かな人間性と社会性を育む
- 基本的な生活習慣や食育、スポーツを通じて心身の健康を保持・増進する
- 社会への対応力（非認知能力）を向上させる

### 目標2 郷土愛を育み、地域に貢献する人づくりを進める

矢板市への愛着と誇りを育み、市民が自治の精神のもと学びを生かして主体的にまちづくりに取り組めるよう、行政と一体で生涯学習機会の充実を図ります。

- 伝統や文化、芸術、産業を学び伝え、活用を推進する
- 地域の学びを支える団体や人材を支援・育成する
- 地域が連携した交流活動（多世代交流など）を促進する
- 行政の生涯学習機能の充実や民間との生涯学習ネットワーク構築を進める

### 目標3 生涯スポーツ活動を推進する

スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

- 生涯スポーツを推進する
- スポーツ施設の機能を拡充する
- 競技レベルの向上を推進する
- スポーツを通じた持続可能なまちづくりを推進する

### 目標4 教育環境を充実させる

学校に加え、地域や家庭の教育環境も充実させ、未来の矢板市を担う子どもたちを地域・学校・家庭が一体となって育みます。

- 誰一人取り残さない柔軟な教育環境の充実を図る
- 教育施設を充実する
- 地域と協力して小中学校の適正規模・適正配置を推進する
- 地域と学校が連携・協働して教育を進める
- 教員の生産性を向上させる

### 目標5 特色ある多様な学びを展開する

これまで培われてきた教育の価値を尊重しつつ、時代の潮流と社会の変化を的確に捉え、探究心・創造性・実践力を育む学びへと融合・進化させます。

- 非認知能力を高める教育モデルを探求する
- キャリア教育を推進する
- 世界で活躍できる人材育成のための国際教育を推進する
- 教育や生涯学習へのICT・AIの活用により個別最適な学びを推進する
- 幼保小連携や小中学校の連携を推進する

### 目標6 家庭教育の充実を図る

地域・学校・家庭・関係機関が連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりと家庭教育力の向上を図ります。

- 子育て・教育に関する不安感・負担感の軽減を図る
- 家庭教育に関する学習機会を充実させる
- 家庭教育指導者の育成を進める
- 読書活動を推進する

# 矢板市教育大綱

## 教育大綱の基本理念

『教育を通じ、誰もが可能性に挑戦し、社会の担い手として活躍する、「魅力あふれる矢板」』

1. たくましく生きぬく力の養成
2. 未来を切り拓くための多様な力を育む教育の推進
3. 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築

## 教育大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

上記期間内大綱の変更等を要する場合は、総合教育会議において協議した上で行います。

## 教育大綱の基本目標

目標1 たくましく生きる力

目標2 ふるさとに対する愛着と誇り

目標3 地域を豊かにする人づくり

目標4 生涯スポーツ活動の推進

目標5 教育環境の充実

横断的な目標

教育や生涯学習への  
ICT（情報通信技術）の活用

5つの基本目標と横断的な目標を定めました。個別目標の詳細は次のとおりです。

目標1 たくましく生きる力

子どもたちが現代社会で生きぬくため、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な「体」をしっかりと身につけ、次代に対応できるたくましい力を育てます。

- 確かな学力をつける
- 基本的な生活習慣や食育、スポーツを通じて心身の健康を保持・増進する
- コミュニケーション能力をつける
- 家庭学習の充実を図る
- 地域で学び、支え合う機会を増やす

目標2 ふるさとに対する愛着と誇り

矢板市の良さを知り、愛着と誇りを持ち、矢板市に生まれ、矢板市に住んで良かったと思える心を育てます。

- 伝統や文化、産業を学び伝える
- 地域の伝統や文化財の活用を推進する
- 地域が連携して青少年を健全に育成する
- 社会参加や地域交流活動を促進する

目標3 地域を豊かにする人づくり

市民一人ひとりが自治の精神をもち、学習の成果を発揮してまちづくりを主体的に取り組める力を育てるとともに、行政は市民と一体となって生涯学習機会の創出を進めます。

- 地域学校協働活動を推進する
- 地域の学びを支える人材を育成する
- 地域のまちづくり団体やボランティア団体を支援する
- 行政の生涯学習機能の充実や民間との生涯学習ネットワーク構築を進める
- 世代間交流を進める

目標4 生涯スポーツ活動の推進

スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

- 生涯スポーツを推進する
- スポーツ施設の機能を拡充する
- 競技レベルの向上を推進する
- スポーツを通じた持続可能なまちづくりを推進する

目標5 教育環境の充実

「ひと」を育むうえで、教育環境を充実させることは、とても重要です。未来の矢板市を担う子どもたちの教育環境を充実させます。

- 幼保小連携や小中学校の連携を推進する
- 教育施設を充実する
- 地域と協力して小中学校の適正規模・適正配置を推進する
- 地域と学校が連携・協働して教育の充実を図る

横断的な目標 教育や生涯学習へのICT（情報通信技術）の活用

これからの変化の多い時代や感染症へ対応するために、教育分野におけるICTの導入及び活用を図ります。

お問い合わせ 矢板市総合教育会議事務局（矢板市総合政策課）  
電話：0287-43-1112 Eメール：sougouseisaku@city.yaita.tochigi.jp